



6月1日から7日は 「水道週間」です

～水道が
うるおす日々の
健やかさ～

日常生活に欠くことのできない水道。蛇口をひねればきれいな水を必要なだけ使うことができます。しかし、水は限りある資源です。この貴重な水について毎日の暮らしの中での水の使い方にむだがないか見直してみましょう。

水を大切に

- 歯磨き ● ● 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルの水ですみます。
- 洗濯 ● ● お風呂の残り湯を使用しましょう。温かい水ならば洗浄効果も高まります。
※ お風呂一杯で約200リットルの水がたまります。残り湯は庭木の水やりやまき水にも利用できます。
- 洗車 ● ● ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットル(5杯)の水ですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いなと思ったら、漏水しているかもしれません。次のようにして調べてみましょう。

1. 家中の蛇口を全部閉めてください。
2. 水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回ってないか確認してください。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。松前町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ修理をお申し込みください。

問い合わせ

役場上下水道課 ☎985-4133

パイロット



ドメスティック・バイオレンス 相談所の開設

ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知っていますか?

ドメスティック・バイオレンスとは、夫やパートナー(婚約者、恋人)など親しい間柄にある男性が、女性にふるう暴力をいいます。

ドメスティック・バイオレンスは、命にかかわる危険な犯罪です。

ドメスティック・バイオレンスは、女性への著しい人権侵害です。

誰にもいえず、苦しい胸のうちをあかすことは困難なことです。しかし、その勇気を持ってください。

DV被害は、本人が話さないかぎり真実はわかりません。解決するためには、まず声に出して言うこと、個人の問題とせず勇気を持って相談することです。相談しても解決にならないと思込まず、相談することによって、事態を客観的にみることができ、解決の糸口を見つける可能性もできます。

相談は、無料で秘密は守られます。

当日は、無料電話相談も行っています。

とき 6月25日(月) 10時～15時

ところ 松前総合文化センター2階 ふるさと学習室

☎985-1313 (代表番号)

相談員 人権擁護委員

6月1日『人権擁護委員の日』 全国一斉 特設人権相談所開設

守られていますか? あなたの人権

差別待遇、家庭内の問題や体罰、いじめ・DVなどの人権問題でお困りの方は、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

相談は、無料で秘密は守られます。

当日は、無料電話相談も行っています。

とき 6月1日(金) 10時～17時

ところ 松前総合文化センター2階
第2研修室

☎985-1313 (代表番号)

相談員 人権擁護委員



問い合わせ 松前町教育委員会社会教育課人権教育係 ☎985-4137